

九条の会・北九州憲法ネット結成10周年記念憲法講演会資料

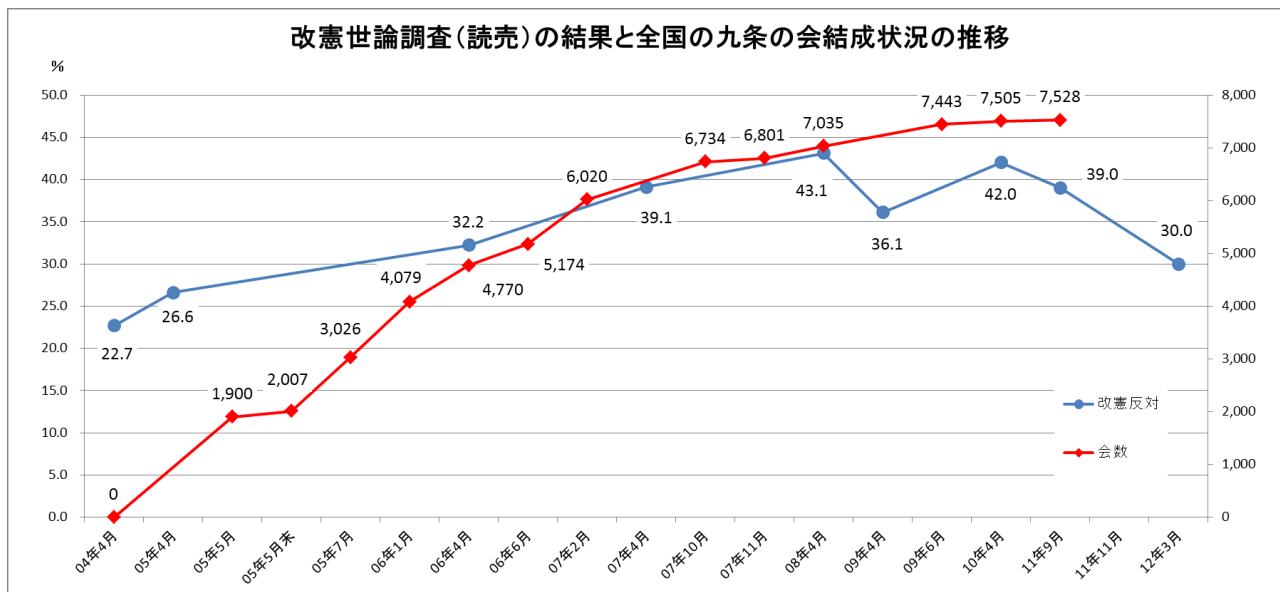
2014. 11. 29 渡辺治

(資料1) 九条の会の発展と世論の変化

年	結成数・活動状況	備考・内訳
2004. 04	改憲世論調査 (読売)	賛成65%、反対22.7%
2004. 6. 10.	九条の会呼びかけ	
2004. 7. 29.	発足記念講演会 (ホテルオークラ)	1000名
2004. 9. 18.	九条の会大阪講演会	3700名
2004. 9. 25.	九条の会京都講演会	2000名
2004. 11. 21.	九条の会宮城集会	4500名
2004. 11. 25	九条の会札幌講演会	3000名+500名
2004. 12. 01	九条の会那覇集会	2000名
2005. 02. 25.	九条の会横浜講演会	5000名
2005. 03. 12.	九条の会広島講演会	
2005. 03. 19.	九条の会福岡講演会	3000名
2005. 2. 23.	女性九条の会発足	この日まで678名賛同
2005. 04	改憲世論調査	賛成60.6%、反対26.6%
2005. 05. 22.	九条の会1900	
2005. 05末	九条の会2007	
2005. 07. 30.	有明講演会 九条の会3026	9500名
2006. 01. 05.	九条の会4079	
2006. 03	高知県三崎九条の会過半数署名	九条の会65号
2006. 04. 24.	九条の会4770	九条の会68号
2006. 04. 08.	改憲世論調査 (読売)	賛成55.5%、反対32.2%
2006. 06. 10	第1全国交流集会 九条の会5174	
2007. 02. 01.	九条の会6020	
2007. 04.	改憲世論調査 (読売)	賛成46.2%、反対39.1%
2007. 10. 18.	九条の会6734	
2007. 11. 24.	第2回全国交流集会九条の会6801	
2008. 04. 25	九条の会7035	
2008. 04. 06	改憲世論調査 (読売)	改憲賛成42.5%、反対43.1%
2008. 06. 21	第5回九条の会憲法セミナー	岐阜650名
2008. 07. 12	第6回憲法セミナー	宮崎1500名
2009. 04. 03	改憲世論調査 (読売)	賛成51.6%、反対36.1%
2009. 06. 02	九条の会講演会九条の会7443	
2009. 11. 05	第7回憲法セミナー	別府564名
2009. 11. 07	第8回憲法セミナー	旭川745名

2009.11.23	第9回憲法セミナー	福井516名
2010.04.09	改憲世論調査(読売)	賛成43%、反対42%

(資料1-2) 九条の会の結成数と世論調査における改憲反対の率の推移



#### IV終わりに

##### (1) 集団的自衛権行使容認

個別的自衛権の行使に関する見解としては、自衛権発動の3要件を満たす限り行使に制限はないが、その実際の行使に当たっては、その必要性と均衡性を慎重かつ迅速に判断して、決定しなければならない。集団的自衛権については、我が国と密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときには、我が国が直接攻撃されていない場合でも、その国の明示の要請又は同意を得て、必要最小限の実力を行使してこの攻撃の排除に参加し、国際の平和及び安全の維持・回復に貢献することができることとすべきである。そのような場合に該当するかについては、我が国への直接攻撃に結びつく蓋然性が高いか、日米同盟の信頼が著しく傷つきその抑止力が大きく損なわれ得るか、国際秩序そのものが大きく揺らぎ得るか、国民の生命や権利が著しく害されるか、その他我が国への深刻な影響が及び得るかといった諸点を政府が総合的に勘案しつつ、責任を持って判断すべきである。実際の行使に当たって第三国の領域を通過する場合には、我が国の方針としてその国の同意を得るものとすべきである。集団的自衛権を実際に行行使するには、事前又は事後の国会承認を必要とすべきである。行使については、内閣総理大臣の主導の下、国家安全保障会議の議を経るべきであり、内閣として閣議決定により意思決定する必要があるが、集団的自衛権は権利であって義務ではないため、政策的判断の結果、行使しないことがあるのは当然である。

##### (2) 集団安全保障措置への参加

軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加については、我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての「武力の行使」には当たらず、憲法上の制約はないと解すべきである。参加に関しては、個々の場合について総合的に検討して、慎重に判断すべきことは当然であり、軍事力を用いた強制措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加に当たっては、事前又は事後に国会の承認を得るものとすべきである。

##### (3) 武力行使との一体化論

いわゆる「武力の行使との一体化」論は、安全保障上の実務に大きな支障となっており、このような考えはもはやとらず、政策的妥当性の問題と位置付けるべきである。国連 PKO 等や在外自国民の保護・救出、国際的な治安協力については、憲法第9条の禁ずる「武力の行使」には当たらず、このような活動における駆け付け警護や妨害排除に際しての武器使用に憲法上の制約はないと解すべきである。

##### (3) グレーゾーン事態での武力行使

このほか、武力攻撃に至らない侵害への対応については、「組織的計画的な武力の行使」かどうか判別がつかない侵害であっても、そのような侵害を排除する自衛隊の必要最小限度の国際法上合法的な行動は憲法上容認されるべきである。また、自衛隊の行動については、平素の段階からそれぞれの行動や防衛出動に至る間において、権限上の、あるいは時間的な隙間が生じ得る可能性があることから、切れ目のない対応を講ずるための包括的な措置を講ずる必要がある。以上述べたような考え方が実際に意味を持つためには、それに応じた国内法の整備等を行うことが不可欠である。

### (資料3) 自民党新「防衛計画の大綱」策定にかかる提言 2013.06.04

#### 2. 防衛大綱の基本的考え方 -新たな防衛力の構築 ~強靱な機動的防衛力~

「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」において示された「動的防衛力」の概念は、運用に焦点をあてた概念であるが、運用の実効性を担保するためには、その前提となる十分な「質」と「量」を確保し、防衛力を強靱なものとするのが不可欠である。

このような観点から、新たな防衛力の構築にあたっては、事態において迅速かつ的確に対応できるよう、機動運用性、統合指揮運用能力、輸送力等の機能拡充を図りつつ、防衛力の強靱性・柔軟性・持続性や基地の抗堪性の確保、戦力の維持・回復力の強化などを重視する。

その際、高烈度下においても、着実にわが国防衛の任務を全うできる能力を確保するとともに、大規模災害対処や国民保護も含め、国民の生命・財産、領土・領海・領空を断固として守り抜くための「強靱な機動的防衛力」の構築を目指す。

#### 3. 国民の生命・財産、領土・領海・領空を断固として守り抜く態勢の強化

##### (1) 隙間のない（シームレスな）事態対応

あらゆる脅威に対して隙間のない事態対応を行うため、防衛省・自衛隊、警察及び海保等の関係省庁間の連携を強化し、政府全体として、わが国の領土・領海・領空をシームレスな体制で守り抜く。また、関係省庁相互の連携によって、緊張感を伴った実戦的な訓練を実施するとともに、不足事項を真摯に検証して改善を加える。

その上で、武力攻撃と評価するには至らない侵害行為への対処（例：「領域警備」）など、わが国の領域を確実に警備するために必要な法的課題について不断の検討を行い、実効的な措置を講じる。

##### (2) 統合運用の強化（略）

##### (3) 警戒監視・情報収集分析機能の強化（略）

##### (4) 島嶼防衛の強化

先島諸島などの部隊配備の空白が存在する島嶼部において隙間の無い警戒監視・初動対処能力を強化する。また、航空優勢の確保、事態対処時に増援部隊が当該地域へ展開する際の活動・補給拠点の設置など、作戦遂行のための基盤を強化する。併せて、先島諸島周辺空域の防空能力を強化するため、先島諸島における航空部隊の運用基盤を整備する。

また、島嶼防衛に不可欠な海空優勢を確保するため、対空・対艦・対潜能力を強化する。さらに、島嶼防衛を念頭に、緊急事態における初動対処、事態の推移に応じた迅速な増援、海洋からの強襲着上陸による島嶼奪回等を可能とするため、自衛隊に「海兵隊的機能」を付与する。具体的には、高い防護性能を有する水陸両用車や、長距離を迅速に移動する機動性能を有するティルトローター機（オスプレイ等）を装備する水陸両用部隊を新編するとともに、洋上の拠点・司令部となり得る艦艇とともに運用が可能となる体制を整える。

なお、戦車・火砲を含む高練度部隊を大規模かつ迅速に展開させるため、既存部隊の編成・運用を機動性の観点から抜本的に見直すとともに、島嶼防衛に資する装備の整備を推進する。

##### (5) 輸送能力の強化（略）

##### (6) 核・弾道ミサイル攻撃への対応能力の強化

日本全国の重要施設等の防護に対応が可能となるよう、BMD 機能搭載イージス艦や地上配備のミサイル防衛部隊・装備の拡充を行い、効率的かつ効果的な部隊配備と運用態勢の構築を図る。その際、日米で共同開発中の能力向上型迎撃ミサイルについて、共同開発の成果を踏まえつつ、可能な限り早期に導入する。（中略）

さらに、同盟国による「拡大抑止」の信頼性を一層強固にする観点から、従前から法理上は可能とされてきた自衛隊による「策源地攻撃能力」の保持について、周辺国の核兵器・弾道ミサイル等の開発・配備状況も踏まえつつ、検討を開始し、速やかに結論を得る。

#### (資料4) 5月15日安倍首相記者会見

(前略) 連日ニュースで報じられているように、南シナ海ではこの瞬間も力を背景とした一方的な行為によって国家間の対立が続いています。これはひと事ではありません。

東シナ海でも日本の領海への侵入が相次ぎ、海上保安庁や自衛隊の諸君が高い緊張感を持って24時間体制で警備を続けています。北朝鮮のミサイルは日本の大部分を射程に入れていています。東京も大阪も皆さんの街も例外ではありません。そして核兵器の開発を続けています。テロやサイバー攻撃など脅威は瞬時に国境を越えてきます。これは私たちに限ったことではありません。

もはやどの国も一国のみで平和を守ることにはできません。これは世界の共通認識であります。だからこそ私は積極的平和主義の旗を掲げて国際社会と協調しながら世界の平和と安定、航空、航海の自由といった基本的価値を守るために、これまで以上に貢献するとの立場を明確にし、取り組んできました。

積極的平和主義の考え方は、同盟国である米国はもちろん、先週まで訪問していた欧州各国からも、そしてASEANの国々をはじめとするアジアの友人たちからも高い支持を頂きました。世界が日本の役割に大きく期待をしています。

いかなる事態においても国民の命と暮らしは断固として守り抜く。本日の報告書ではそうした観点から提言が行われました。今後、政府与党において具体的な事例に則してさらなる検討を深め、国民の命と暮らしを守るために切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備します。

これまでの憲法解釈の下でも可能な立法措置を検討します。例えば武力攻撃に至らない侵害、漁民を装った武装集団がわが国の離島に上陸してくるかもしれない、こうしたいわゆるグレーゾーン事態への対処を一層強化します。さらにPKOや後方支援など国際社会の平和と安定に一層貢献していきます。

そのうえで、なお現実起こりうる事態に対して万全の備えがなければなりません。国民の命と暮らしを守るための法整備がこれまでの憲法解釈のままで十分に行えるのか、さらなる検討が必要です。

こうした検討については、日本が再び戦争をする国になるといった誤解があります。しかしそんなことは断じてありえない。日本国憲法が掲げる平和主義はこれからも守り抜いていきます。そのことは明確に申し上げておきたいと思えます。むしろ、あらゆる事態に対処できるからこそ、そして対処できる法整備によってこそ抑止力が高まり、紛争が回避され、わが国が戦争に巻き込まれることがなくなると考えます。

今回の報告書では2つの異なる考え方を示していただきました。

1つは個別のか集団のかを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動には憲法上の制約はないとするものです。

しかしこれは、これまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動のすべてを許しているとは考えません。従ってこの考え方、いわゆる芦田修正論は政府として採用できません。自衛隊が武力行使を目的として湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことはこれからも決してありません。

もう1つの考え方はわが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方です。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない、憲法前文、そして憲法13条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を取ることは禁じられていない。そのための必要最小限度の武力の行使は許容される。こうした従来の政府の基本的な立場を踏まえた考え方です。

政府としては、この考え方について今後さらに研究を進めていきたいと思えます。

切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるにあたり、従来の憲法解釈のままで必要な立法が可能なのか、それとも一部の立法にあたって憲法解釈を変更せざるを得ないとすれば、いかなる憲法解釈が適切なのか今後、内閣法制局の意見も踏まえつつ政府としての検討を進めるとともに与党協議に入りたいと思えます。

## (資料5) 集団的自衛権行使認められた閣議決定(抜粋)

### 1 武力攻撃に至らない侵害への対処

(1) 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。(以下略)

### 2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

#### (1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

(前略) ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実経験、国際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する補給、輸送などの我が国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。

(ア) 我が国の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。

(イ) 仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。

#### (2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

(前略) 国際連合平和維持活動などの「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「駆け付け警護」に伴う武器使用及び「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。

### 3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

(3) これまで政府は、…「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考えてきた。しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によっては、我が国の存立を脅かすことも現実になり得る。(中略)

こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

(4) 我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

## (資料6) 自民党「日本国憲法改正草案」2012.04.27

### (前文)

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。／我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。／我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。／日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

### 第一章 天皇

#### (天皇)

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

#### (国旗及び国歌)

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

#### (元号)

第四条 元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があったときに制定する。

### 第二章 安全保障

#### (平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

#### (国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。(以下略)

### 第三章 国民の権利及び義務

#### (信教の自由)

第二十条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。(中略)

3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

#### (表現の自由)

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。（以下略）

（国政上の行為に関する説明の責務）

第二十一条の二 国は、国政上の行為につき国民に説明する責務を負う。

（家族、婚姻等に関する基本原則）

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

（在外国民の保護）

第二十五条の三 国は、国外において緊急事態が生じたときは、在外国民の保護に努めなければならない。

（犯罪被害者等への配慮）

第二十五条の四 国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。

（勤労者の団結権等）

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、保障する。

2 公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。（以下略）

## 第四章 国会

（政党）

第六十四条の二 国は、政党が議会制民主主義に不可欠の存在であることに鑑み、その活動の公正の確保及びその健全な発展に努めなければならない。

2 政党の政治活動の自由は、保障する。

3 前二項に定めるもののほか、政党に関する事項は、法律で定める。

## 第七章 財政

（財政の基本原則）

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。

2 財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。

## 第九章 緊急事態

（緊急事態の宣言）

第九十八条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。（以下略）

（緊急事態の宣言の効果）

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。（以下略）

## 第十章 改正

第一百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。



## (資料7) 九条の会都道府県別結成数

	2006. 6	2007. 11	2008. 11	2009. 6	2011. 11
北海道	364	465 (+101)	484 (+19)	493	496
青森	158	191 (+33)	176	176	181
秋田	25	42	46	46	48
岩手	69	80	81	81	82
宮城	75	106	106	109	119
山形	81	90	96	96	96
福島	69	93	103	105	106
東京	369	750 (+381)	875	900	909
埼玉	301	369	382	383	386
茨城	42	55	58	59	63
栃木	30	35	37	37	38
群馬	89	92	95	105	106
神奈川	245	302	312	318	305
千葉	237	302	334	337	341
山梨	44	69	70	71	72
長野	225	272	272	330	330
新潟	88	93	93	90	78
石川	69	77	82	82	83
富山	24	36	36	36	36
福井	29	31	31	33	34
静岡	105	140	191	144	144
愛知	283	310	314	312	315
岐阜	64	81	84	90	91
三重	31	45	45	45	47
大阪	505	651	661	669	675
兵庫	163	217	241	243	244
京都	311	375	377	383	387
滋賀	49	63	63	69	67
奈良	51	67	68	64	68
和歌山	61	77	84	84	87
岡山	164	181	193	197	202
広島	44	63	69	82	89
山口	56	75	84	104	108
鳥取	19	26	30	31	30
島根	50	70	71	71	72
香川	30	37	41	42	42
愛媛	37	47	47	47	45
徳島	22	109	120	131	138
高知	48	49	49	49	51

福岡	1 8 4	2 1 6	2 2 0	2 2 2	2 2 2
佐賀	1 9	3 6	4 0	4 2	4 2
長崎	3 0	3 2	3 6	3 6	3 6
熊本	6 0	7 2	7 1	7 0	7 0
大分	2 9	3 0	3 0	3 2	3 2
宮崎	2 9	3 4	4 0	4 1	5 5
鹿児島	5 3	5 8	5 8	5 9	6 0
沖縄	1 2	2 3	2 8	2 8	3 0
その他	1 7	5 2	1 5 3	1 5 3	1 5 3
分野	1 5	1 5	1 5	1 6	1 6
計	5 1 7 4	6 8 0 1 (+1627)	7 2 9 4 (+493)	7 4 4 3 (+64)	7 5 2 8 (+21)

## 参考 日本国憲法条文抜粋

### 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

### 第三章 国民の権利及び義務

第一三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

### 第九章 改正

第九六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。